

社会福祉法人さくら草

平成 27 年度事業報告

社会福祉法人さくら草 平成 27 年度事業報告

1. 法制度の動向

「社会福祉法の一部を改正する法律案」が年度末に可決・成立した。法制化によって評議員会を議決機関とする法人の経営組織の見直し、社会福祉充実計画、内部統制の構築など大きな改変があり次年度の課題として提示された。

また報酬単価の見直しでは増額がなかった。そのような情勢下で利用者・職員の処遇向上に努めてきたものの、各事業所が人材確保に苦勞した年度であった

平成 27 年度の各事業所は、主に下記のように推移した。

2. 各事業所の重点計画

・開設一年目の共同生活援助（グループホーム）の運営は、人材を得、喀痰吸引の認定等を進め、支援体制を積み上げてきた。元さくら草利用者を 2 月に入所施設から呼び戻すことができたことは特記すべきことである。しかし年度後半に職員の病気や老親介護等で職員を欠くようになり、その充足に現在も勞力を費やされている。入居者は、新たな環境に慣れ、徐々に泊数は増えているが運営が軌道に乗るには至っていない。

・重度心身障がい者を対象にした放課後等デイサービス「キッズさくら草」は、日々 5 名前後の就学児が利用し、看護師、理学療法士が専門性を活かし療育相談等行っている。未就学児の児童発達支援事業所開設を検討してきたが、人材確保が困難であったため開設を延期することとした。

・「デイセンターさくら草」と「デイセンターアトム」は、新たな利用者受けとめは上限に達していたが、特別支援学校を卒業生と障害者支援施設から再びさくら草に戻ってくる方の 2 名を受けとめた。

加齢とともに障害の進行もあり亡くなる方や家族介護が困難となり入所施設に移行した方もあった。同時に開設 10 年目、職員の病気等で退職者が多い年でもあった。その補充のための人材確保には、未だ苦勞している。

人材育成に努め、医療的ケア体制の充実を期し喀痰の吸引の認定者を増やし、意思決定支援、自閉症など障害者支援を深める取り組みを行った。

・「サポートさくら草」「サポートゆず」「アシストさくら草」の居宅・移動支援事業所は、運営体制の強化を日々の支援、職員会議やヘルパー会議等で行った。

・「南区障害者生活支援センターあみ〜ご」は、三障害対応の支援体制に戻ったが地区が二分され新規相談が減り、計画相談の件数が増え一般相談に掛ける時間が削られている。人材には苦勞している現状はあみ〜ごも変わらず、今春に漸く充当が叶った。

「相談支援事業所あんず」と連携し、計画相談を担ってきた。計画相談に始まり、広く生活ニーズに及ぶ相談になり、法人から繰り入れての社会貢献事業となっている。

「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるように支援する」という法人の理念を地域で実現していくために、さらに発展を期して取り組んできた。

２．部門一覧

（１）法人事務局

事業所名	法人事務局
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
職員数	法人事務局管理規程に定める

（２）デイセンターさくら草

事業所名	デイセンターさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
F A X 番号	048-886-6301
事業名	生活介護
職員数	デイセンターさくら草管理規程に定める

（３）デイセンターアトム

事業所名	アトム(主たる事業所)
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
F A X 番号	048-883-3456
事業名	生活介護（多機能型）
職員数	デイセンターアトム管理規程に定める
事業所名	コスモス(従たる事業所)
電話番号	048-883-7795
F A X 番号	048-883-7797
事業名	生活介護（多機能型）
職員数	デイセンターアトム草管理規程に定める
事業所名	キッズさくら草
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
F A X 番号	048-883-3456
事業名	放課後等デイサービス（多機能型）
職員数	キッズさくら草管理規程に定める

(4) サポートさくら草

事業所名	サポートさくら草
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目32番16号 No. 1 グリーンハウス
電話番号	048-885-9155
FAX番号	048-885-9155
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートさくら草管理規程に定める

(5) サポートゆず

事業所名	サポートゆず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和1階
電話番号	048-875-3536
FAX番号	048-875-3536
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートゆず管理規程に定める

(6) アシストさくら草

事業所名	アシストさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前3501番2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	アシストさくら草管理規程に定める

(7) 障がい者生活支援センターあみ〜ご

事業所名	障がい者生活支援センターあみ〜ご
所在地	埼玉県さいたま市南区白幡5丁目11番16号
電話番号	048-866-5098
FAX番号	048-866-5128
事業名	相談支援事業(南区障害者生活支援センター)
職員数	障がい者生活支援センターあみ〜ご管理規程に定 める

(8) 相談支援事業所あんず

事業所名	相談支援所あんず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和204
電話番号	048-614-0790
FAX番号	048-614-0790
事業名	相談支援事業
職員数	相談支援事業所あんず管理規程に定める

(9) てんハウスぐりん

事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	共同生活援助事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める
事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	短期入所事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める

**社会福祉法人さくら草
法人事務局
平成 27 年度事業報告**

(1) 運営方針

法人事務局は、法人の業務を決定する理事会及び評議員会の運営と、その決定に基づく各種計画の策定、人事・財務等の管理事務を効率的かつ適切に処理するとともに、監事の行う監査事務を円滑に処理をした。

各事業が円滑に運営されるよう事業所内及び事業所間の連携体制の充実に努めた。

運営方針の共有に努め、運営の健全性を保ち、運営基盤づくりに努めた。

法人の理念である「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるよう」総合的な福祉サービスの整備に努めている。

(2) 運営の具体策

ア 理事会及び評議員会

(ア) 法人の事業計画、予算及び経営方針の決定等を行うため、理事会及び評議員会を開催した。

平成 27 年 5 月 23 日 理事会・評議員会

議案第 1 号 てんハウスぐりん隣接地の寄付受入について

議案第 2 号 平成 26 年度事業報告について

議案第 3 号 平成 26 年度決算について

議案第 4 号 定款変更について

議案第 5 号 平成 27 年度事業計画変更について

平成 27 年 8 月 22 日 理事会・評議員会

議案第 1 号 職務手当支給に伴う給与規程変更について

議案第 2 号 アトム賃貸借契約変更への対応について

議案第 3 号 基本財産追加に関する定款変更について

議案第 4 号 平成 27 年度第 1 次補正予算について

平成 27 年 11 月 21 日 理事会・評議員会

議案第 1 号 デイセンターさくら草送迎用車両（日本財団助成対象）購入について

議案第 2 号 デイセンターアトム送迎用車両（日本財団助成対象）購入について

議案第 3 号 アシストさくら草送迎用車両（日本財団助成対象）購入について

議案第 4 号 デイセンターさくら草・デイセンターアトム給食業務委託契約締結について

議案第 5 号 副本部長任免について

議案第 6 号 次期役員候補者の推薦について

議案第 7 号 平成 27 年度第 2 次補正予算について

議案第 8 号 次期評議員選任について

平成 27 年 12 月 10 日 理事会

議案第 1 号 理事長選任について

議案第 2 号 理事長職務代理者の指名について

平成 28 年 3 月 19 日 理事会・評議員会

議案第 1 号 自動車保険契約更新について

議案第 2 号 普通傷害保険契約更新について

議案第 3 号 てんハウスぐりん給食業務委託契約更新について

議案第 4 号 役職手当改定に伴う給与規程変更について

議案第 5 号 マイナンバー制度施行に伴う特定個人情報取扱規程制定及び
就業規則変更について

議案第 6 号 施設長等の任免について

議案第 7 号 平成 27 年度第 3 次補正予算について

議案第 8 号 平成 28 年度事業計画について

議案第 9 号 平成 28 年度当初予算について

(イ) 業務の執行状況及び会計処理の適正を期するため、監事監査を実施した。

平成 27 年 5 月 19 日 監事監査

(ウ) 障害福祉サービス事業所の実地指導及び助成事業申請の審査を受けた。

平成 27 年 12 月 22 日 南区障害者生活支援センターあみ〜ご 実地調査

平成 28 年 1 月 28 日 アシストさくら草 埼玉県共同募金会 浴室改修審査

イ 本年度事業の取り組み

(ア) 職員の資質向上に努め、障害福祉サービス事業の発展・充実に努めた。

(イ) 各事業所管理者を中心とした幹部職員による会議を定例化し、法人内事業所が
連携を深め、支援向上に努めた。併せて事業遂行状況を共有し、法人の発展に
努めた。

平成 27 年 6 月 17 日 幹部職員会議 事業計画・現状共有・虐待予防など

平成 27 年 9 月 17 日 幹部職員会議 管理者役割話合Ⅰ・十周年・事業所連携・
現状共有など

平成 27 年 12 月 18 日 幹部職員会議 役員体制・管理者役割話合Ⅱ・十周年・
現状共有など

平成 28 年 2 月 19 日 幹部職員会議 年度総括・次年度事業計画・異動など

(ウ) 「共同生活援助事業所」の運営の安定は道半ばである。喀痰吸引認定は、殆ど
の職員が認定を受けた。重度心身障がい者支援技術の向上は図られたが、夜
勤・朝夕の断続勤務の特殊性から年度末にかけ退職者があり、人材確保に翻弄
された。泊数の増や短期入所の受入れが困難となり、運営を軌道に乗せること
ができなかった。

(エ) 南区障害者生活支援センターあみ〜ごに、精神障害者対応が戻った。三障害対
応の相談に務めた。増えている計画相談を相談支援事業所あんずと共に対応し
た。一般相談、新規相談が地域を二分したこともあり以前より減じた。

(オ) 新規事業所の開設を検討した。

児童発達支援事業（未就学児の療育相談等）

看護師の介護離職等人材確保が困難であったため延期とした。

生活介護事業（特別支援学校の卒業後の進路先として）

平成 29 年度開設に向けて行政相談、貸主予定者との打合せ、設計図
検討を重ね、開設に向けて取り組んでいる。

共同生活援助事業

平成 29 年度開設に向けて行政相談、貸主予定者との打合せ、設計図等
検討を重ね、開設に向けて取り組んでいる。

社会福祉法人さくら草
デイセンターさくら草
平成 27 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類 生活介護

事業所名称 デイセンターさくら草

定員 40 名 利用契約者44名(あんくじ班 25 名 ふたば班19名)

*平成 27 年度 利用者状況 別紙1参照

2. 事業方針

- (1) 生活介護単独事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮を行った。

軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

- (2) 研修等により職員の資質向上に努めた。

3. 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。

- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修を受講させ、より安全な日常生活の充実に努めた。

- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、研修の受講、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。

- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故を未然に防ぐ様にした。

4. 事業内容

(1) 活動報告

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みをした。

今年度の利用者数は昨年度と変わらず47人でスタート。日中活動や仲間同士の交流等落ち着いて過ごせたが、医療的ケアのある方が急な体調変化で亡くなることが多い年度であった。

日々の支援の大切さや本人の思いをより考えさせられ事が多かった。

「ふたば班」は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考

慮しながら健康プログラムを中心に本人の思いに寄り添いながら日々支援に当たった。

「あんくじ班」では、アトリエ、資源回収などの作業を中心にを行いながら、健康管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を中心に行動障害のある方への支援の充実に努めた。

(2) 支援内容

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。

利用者の家族・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。

- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。

- ・ 健康診断（年 1 回） ・ 歯科検診（往診や通院支援により各自）

- ・ 嘱託医相談（年 2 回） ・ インフルエンザ予防接種（年 1 回）

- ・ 必要に応じて通院支援

- ・ 医療機関との連携

・ 静的弛緩誘導法を中心とした個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体づくりに努めた。 毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。

- ・ 機能訓練を取入れた日課を提供した。

医療機関と連携しながら PT・看護師、職員を中心に本人の持っている機能を活かしより充実した生活が送れる様に支援を進めた。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。

・ 作業種は、陶芸、紙すき、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹸作業、創作、誕生日カード製作、事業所のゴミ捨て、広報誌封入、送迎車の掃除等を行った。

- ・ 商品の開発、販売、営業にも力を入れた。

- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。

- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払った。

③ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。

- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切に生活した。

- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

④ 文化的活動

・ 音楽療法。音楽療法士を中心に行う。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。

- ・ 音楽交流会。音楽ボランティアやピアニスト他の音楽家との音楽交流を行った。

- ・ アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。

⑤ 趣味の日

- ・ 利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、おしゃれ、アロマなどを行った。

⑥ 外出活動

- ・ 利用者数名と昼食や買い物に行った。

- ・ 季節を味わう日課として近隣の散歩や班毎での外出を楽しんだ。

・ 他事業所と連携を取り、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会を作った。

⑦みんなの日:利用者が日課を主体的に決め、取り組む日とした。

(3) 日課

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課を行った。

通 所	9:30 ～ 10:00
午前活動	10:00 ～ 12:00
昼食・休憩	12:00 ～ 13:30
午後活動	13:30 ～ 15:00
降 所	15:00 ～ 15:30

(4) 各種サービス

①送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図った。

②入浴サービス

自宅での入浴が困難な利用者に、他事業所と連携し必要に応じて支援を行った。

③昼食サービス

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮された、こころのこもった手作りの食事提供に努め。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立(アレルギーの有無)、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員 35 人、看護師4人、理学療法士1人

栄養士 1 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月 1 回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議(含ゆう職員)	月 1 回	個別支援、活動内容等
* ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	月 1 回	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	

(3) 職員研修

・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。

- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を作成、活用し、職員のスキルアップを図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭及びグループホームとの連携

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談によって連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・広く一般の方達に、デイセンターさくら草の活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

7. 安全管理

防災計画

防災に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施。消防署の立会いは、雨天や緊急出動と重なり出来なかった。
見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金報告

別紙、決算書のとおり

社会福祉法人さくら草
デイセンターアトム
平成 27 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類	多機能型事業所(生活介護、放課後等デイサービス)		
事業所名称	デイセンターアトム(主たる事業所アトム・キッズさくら草、 従たる事業所コスモス)		
定員 40名	生活介護 35 名	利用契約者(アトム班 15 名 コスモス班 22 名)	
	放課後等デイサービス 5 名	利用契約者 14 名	

*平成 27 年度 利用者状況 別紙1参照

2. 事業方針

(生活介護)

重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(放課後等デイサービス)

児童福祉法に基づき重症心身障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を、家族・関係機関と連携し、適切な療育提供に努めた。

3. 事業目標

(1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。

(2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設け、支援体制の強化を図った。

(3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。

(4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いように努めた。

4. 事業内容

(1) 活動方針

(生活介護)

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動が送れるよう支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提

供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援した。

デイセンターアトムには、今年度1名の新利用者が入った。施設の流れに戸惑う事も少なく、日課の中に溶け込み、笑顔も多く日々を過ごせていた。

放課後等デイサービスは、重症心身障害児の療育に対する資質向上に努めた。児童発達支援の事業に関しては、検討した結果、次年度へ持ち越す事になった。

主たる事業所のアトム班は、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、体調管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

従たる事業所のコスモス班は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら、健康プログラムやPT、OTを行う。仲間、他の班との連携、協調した生活や生きがい活動を行った。

(放課後等デイサービス)

キッズさくら草では、看護師のもと医療的ケアや体調管理に配慮し、個々の状態に合わせPTの訓練を行う機会を設けた。静的弛緩誘導法を中心に健康プログラムの機会を設けた。また、音楽、創作、レクなど本人の楽しみとなる活動を通し仲間との交流に繋げてた。併せて生活能力の向上、地域との交流を図った。

(2) 支援内容

(生活介護)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。
利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・ 健康診断 (年 1 回)
- ・ 嘱託医相談 (年 2 回)
- ・ インフルエンザ予防接種 (年 1 回)
- ・ 歯科検診 (往診や通院支援により各自)
- ・ 必要に応じて通院支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 静的弛緩誘導法やPTなど、個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体をつくった。 毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。

② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・ 作業種は、陶芸、紙すき、資源回収(空き缶、新聞紙、段ボール)、石鹼作業、創作、広報誌封入、送迎車の掃除等を行った。
- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。
- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払った。

③ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切に生活した。
- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

④ 文化的活動

- ・ 音楽療法。音楽療法士を中心に、午前の部(アトム)、午後の部(さくら草)と分かれて行った。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・ 音楽交流会。音楽ボランティアやピアニスト他の音楽家との音楽交流を行った。
- ・ アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。

⑤ 趣味の日

- ・ 利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、花、おしゃれ、アロマなどを行った。

⑥ 外出活動

- ・ 近隣の散歩をしたり遊歩道をウォーキングしたりと外出の機会を多く設けた。
- ・ 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とした。
- ・ アトム班では毎月1日を写真の日とし、色々な所に全員で出掛ける機会を作った。

- ⑦ みんなの日:利用者主体を目的にし、日課を組む取り組み。利用者会議を持ち、全員で1つのことを決めて頑張る日とした。

(放課後等デイサービス)

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障がいへの配慮

- ・ 看護師を中心とした健康管理。健康状態の把握に努めた。
利用者の家族・学校・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。
- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・ 必要に応じて通院支援
- ・ 医療機関との連携
- ・ 嘱託医相談

② 音楽活動や創作活動、レク活動の機会の提供

- ・ 創作活動や音楽活動によって自己表現の喜びを支援した。

③ 日常生活上の支援他

- ・ PTの時間を設け、残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。

④ 外出活動

- ・ 近隣を散歩する事で、季節を楽しむ機会を設けた。
- ・ 地域の店へ買い物へ出かける事で社会参加活動を体験し、自立生活への意欲を高める機会とした。

(3) 日課

(生活介護)

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課とした。

通 所	9:30 ～ 10:00
午前活動	10:00 ～ 12:00
昼食・休憩	12:00 ～ 13:30
午後活動	13:30 ～ 15:00
降 所	15:00 ～ 15:30

(放課後等デイサービス)

<通 常>

学校迎え	放課後 ～
活 動	13:00 ～ 17:00
自宅送り	17:00 ～ 18:00
＜早帰り時 ・ 休業日＞	
迎え・通所	～ 11:00
活 動	11:00 ～ 17:00
昼 食	11:30 ～ 13:00
活 動	13:00 ～ 17:00
自宅送り・迎え	17:00 ～ 18:00

※土、日、祝日は休業

(4) 各種サービス

① 送迎サービス(共通)

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

② 入浴サービス（生活介護のみ）

自宅での入浴が困難な利用者に、他事業所と連携し、必要に応じて支援を行った。

⑤ 昼食サービス（生活介護のみ）

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮されたところのこもった手作りの食事提供に努めた。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供するよう努めた。

5. 運営管理

(生活介護)

(1) 職員の員数 生活支援員24人、看護師2人、理学療法士1人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月1回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月1回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議(含ゆう職員)	月1回	個別支援、活動内容等
＊ ゆう職員打合せ	月1回	有期契約職員への行事、班会議報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月1回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	

(3) 職員研修

- ・ 職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・ 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣を行った。
- ・ 自己啓発研修への支援を行った。
- ・ キャリアアップ確認表を作成、活用し、職員のスキルアップを図った。

(放課後等デイサービス)

(1) 職員の員数 児童発達支援管理責任者1人、児童指導員2人、機能訓練担当職員1人、看護師2人

(2) 職員会議の開催 (月1回)

デイセンターアトム 班長・主任会議、安全委員会等会議に参加し連携した。

(3) 職員研修

- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を作成、活用し、職員のスキルアップを図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭及びグループホームとの連携

(生活介護)

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談によって連携を図った。

(放課後等デイサービス)

利用者ニーズの把握、事業所や学校との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 辻医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、若い世代への障がい者理解を進めた。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行えるよう努めた。

(5) 広報

- ・広く一般の方達に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

7. 安全管理

防災計画

防災に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じた。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

各班ごとに毎月1回避難訓練を行い、いざという時に行動が出来るよう備えた。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金報告

別紙、決算書のとおり

社会福祉法人さくら草
サポートさくら草
平成 27 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市全身性障害者介助人派遣事業

＊サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成 27 年度 事業実績 別紙2参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

- (1) 重度心身障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前10時から午後7時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介

護を行なった。

⑥ 福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行った。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 3 人、介護職員 5 人、その他の従事者 50 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年 4 回
- ・運営委員会 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4 回発行した。

7. 安全管理

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

9. 資金報告

別紙、決算書のとおり

社会福祉法人さくら草
サポートゆず
平成 27 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市全身性障害者介助人派遣事業

*サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成 27 年度 事業実績 別紙2参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

- (1) 知的障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前10時から午後7時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介

護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行った。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 3 人、介護職員 6 人、その他の従事者 40 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・ヘルパー会議 年 4 回
- ・運営委員会 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4 回発行した。

7. 安全管理

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

9. 資金報告

別紙、決算書のとおり

社会福祉法人さくら草
アシストさくら草
平成 27 年度事業報告

1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市全身性障害者介助人派遣事業

＊サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成 27 年度 事業実績 別紙2参照

2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって地域で安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

3. 事業目標

(1) デイセンターさくら草利用者が主たる支援対象であるが、幼児及び就学児の希望が増えてきた。その対象者に障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様な地域生活ニーズを総合的に支援した。

(2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

(3) 職員の資質向上を図り、支援体制の充実に努めた。

4. 事業内容

(1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までと、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日を除く。

・営業時間：午前 9 時から午後 6 時

・ヘルパー派遣日：365 日

・ヘルパー派遣時間：24 時間

(2) 事業

①障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護あるいは重度訪問介護を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

②移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、本人の意思を尊重しながら外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

③福祉有償運送事業

利用者が車両での移動を希望した際に、安全且つ適切に福祉有償運送を行った。

(2) 通常事業の実施地域

・さいたま市・川口市・志木市・宮代町

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡し受診する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、速やかに解決に解決できるよう適切な措置を講じた。

5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 2 人、介護職員 4 人、その他の従事者 67 人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎月
- ・安全委員会 隔月
- ・ヘルパー会議 年 4 回
- ・運営委員会 年 4 回

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3 ヶ月以内
- ・継続研修：年 2 回以上
- ・安全運転研修：随時

6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、利用者の地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4 回発行した。

7. 安全管理

利用者、職員の安全に配慮した運営に努めた。救命救急法等防災訓練を行った。

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

9. 助成事業

下記の団体から助成金をいただき備品等の整備を行った。

日本財団車椅子対応車（軽自動車）助成金 850,000 円

10. 資金報告

別紙、決算書のとおり

社会福祉法人さくら草
南区障がい者生活支援センターあみへご
平成 27 年度事業報告

1. 事業の概要

- 1) 南区障害者生活支援センター(全障害対応)運営業務
- 2) 指定特定相談事業
計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）、基本相談支援
- 3) 指定一般相談事業
地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、基本相談支援

平成 27 年度は、相談者実人数が 491 名であった。そのうち、継続相談者数は 391 名に上る。設立から 10 年の歳月が経過し、相談者との信頼関係の構築の表れと言える。

計画相談では、平成 28 年 3 月までで合計 329 名のサービス等利用計画を作成し、利用者のニーズを中心に、適切に障害福祉サービス等が提供されるよう支援した。地域移行支援では、長期に渡り精神科に入院していた対象者 1 名を支援し、退院に至った。不安に寄り添う丁寧な関係づくりを中心に、社会資源の利用による生活能力等のアセスメント、家族の不安の受け止め、医療機関との連携などをきめ細かく行った。

＊南区障害者生活支援センター事業実施状況報告書(相談内容・平成 27 年度報告) 別紙3参照

2. 運営方針

- 1) 身体障害、知的障害、精神障害、難病、発達障害、高次脳機能障害など、障害の種別や程度に関わらず、支援を要する障害者が、権利の主体として安心して地域で暮らしていくことを支えるための取り組みを行った。
- 2) 相談及び支援の実施に当たっては、医療・福祉・就労・教育等の各関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行った。
- 3) 前項の方針を達成するため、サービス調整会議に参加し、総合的な調整を必要とする事例について関係者で検討を行い、具体的な支援計画の策定及び総合的なサービス調整等を行った。

3. 運営目標

- 1) 専門相談窓口として、障害者やその家族等、及び各関係機関からの相談に応じ、障害者が地域で安心して豊かに暮らしていけるよう、支援を行った。
- 2) 障害者を権利の主体と認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めて支援を行った。
- 3) サービス等利用計画の作成を行い、障害福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう支援した。
- 4) 市のプライバシーポリシーに則り、十分に注意して個人情報を取り扱った。
- 5) 公益性に配慮し、多くの機関・支援者とながら偏りのない支援を行った。
- 6) 以上 1)～5)に努めつつ障害者を中心にすえた支援を行った。

4. 事業内容

- 1) 営業日及び時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (祭日を除く)
職員打ち合わせ : 月曜日～金曜日 8:30～9:00 (祭日を除く)
相談受付日及び時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祭日を除く)
ケース会議: 隔週金曜午前 (祭日を除く)
職員会議: 第4木曜日 17:00～

2) 活動内容

- (1) それぞれの障害特性を踏まえた必要な支援を行った。
 - ① 障害者やその家族等及び各関係機関からの日常生活に関する相談支援
 - ② 障害福祉サービスやその他の社会資源等に関する、情報提供及び利用の援助
 - ③ 居場所・交流の場の提供(憩いの場、おもちゃ図書館)
 - ④ 個別支援計画の作成
 - ⑤ 差別と虐待に関する相談支援、助言、指導、あっせん等
 - ⑥ 成年後見制度の利用に関する支援
 - ⑦ 入居及び居住に関する支援
 - ⑧ その他、障害者やその家族等の生活に必要な支援
- (2) 障害者の状況に応じた柔軟な形態での支援を行った。
 - ① 電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等
- (3) 各機関との連携協力を行った。
 - ① 随時の各関係機関と緊密な連携及び、支援体制の総合的な調整
 - ② 定例サービス調整会議(毎月第4木曜・9:30-)
 - ③ 個別サービス調整会議(必要に応じ随時)
 - ④ 個別移行支援会議への参加
- (4) 孤立の防止のためのイベントを実施した。
 - ① 障害種別や手帳やサービスの利用の有無、年齢などに関わらず参加できるイベント(ランチ会)を企画・実施し、孤立の防止及び仲間作りの支援を行った。
- (5) 地域に障害者の理解と支援を広げ、潜在的なニーズを掘り起こした。
 - ① パンフレットや広報誌の作成、配布
 - ② ホームページの整備
 - ③ 地域の自治会、お祭り等への協力
- (6) 職員の力量向上に取り組んだ。
 - ① 面接・記録技術の向上
 - ② 各種研修会への参加
- (7) 障害者およびその家族の、地域生活を送る上での制度上の課題を把握、検討した。
 - ① さいたま市コーディネーター連絡会議への参加など
- (8) 障害者を中心に据えた、地域ネットワーク作りを進めた。
 - ① さいたま市コーディネーター連絡会議及び各委員会への参加
 - ② さいたま市南区精神保健福祉連絡会議(みなみかぜ)への参加
 - ③ さいたま市精神障害者地域ネットワーク連絡会への参加
 - ④ 地域移行・定着支援連絡会議への参加

- ⑤ 発達障害者支援連絡協議会への参加
- ⑥ 南区地域支援会議(シニアサポートセンター社協みなみ)への参加
- ⑦ 高齢者生活支援推進会議への参加
- ⑧ 埼玉県発達障害者福祉協会相談支援部会への参加
- (9) 地域の相談支援事業所に対し、バックアップを行った。
 - ① 南区相談支援連絡会(振り分け、事例検討、地域課題の抽出等)への参加
 - ② 相談支援事業所に対する助言、指導、技術的援助

5. 重点的な取り組み

1) 権利擁護への取り組み

虐待対応として、新規6名、継続9名、計15名の支援を行った。

被虐待者の年齢別内訳としては、18歳未満の児童が7名、そのすべてが知的障害児である。そのうち、虐待者である家族にも障害がある、もしくは疑われるケースが6名にも上った。虐待の背景には、家族自身の障害による対応方法や知識、理解の乏しさ、経済的困窮による育児放棄などが挙げられる。被虐待者の安心・安全を最優先しつつ、虐待が発生する背景を紐解き、虐待者となっている家族にも丁寧に向き合いながら支援している。

18歳以上の成人は8名。そのうち精神障害のあるケースが2名。いずれも配偶者等から、長期にわたる身体的もしくは経済的虐待を受けており、根強い共依存関係が構築されている。支援課、医療機関、障害福祉サービス事業所等とのケア会議と密な連携体制を取りながら、被虐待者が自信や安心を取り戻していけるよう、粘り強く支援を行っている。

18歳以上の知的障害のあるケースは6名。被虐待の障害程度や、虐待者との関係(親、兄弟、障害福祉サービス事業者、雇用主等)はさまざまに異なるが、その中には深刻な虐待による措置・分離後に再統合を行ったケースも含まれる。その対応に苦慮しながらも、本人との関係づくり、関係機関との密な連携体制の維持、サービス調整による家族の負担軽減を行い、虐待の再発の予防を図った。

また、平成27年度虐待防止・権利擁護基礎研修及び実務研修には職員全員で参加し、虐待の相談窓口として、虐待の早期発見や予防、迅速で適切な対応について基礎を学ぶとともに、通報や相談があった場合の対応方法について、具体的事例を基に理解を深めた。

現在、南区あみ〜ごには権利擁護支援員の設置がないにも関わらず、通報や対応は他区に比較しても多く、専門性の高い支援を行っている。今後、全区に権利擁護支援員が配置されるよう、さいたま市にも働きかけていきたい。

2) サービス等利用計画の作成と南区の相談支援体制の整備

平成24年4月から平成28年3月までで、合計329名のサービス等利用計画の作成を行った。計画の作成を通し、利用者の希望を中心に据えて、その心身の状況、置かれている環境やニーズを把握した上で、適切なサービスが提供されるよう支援した。

しかし利用者がサービス等利用計画の作成に拒否的であったり、さまざまな手続きや書類のやり取りが負担になったりするケースも多々見受けられる。また、毎月の膨大なモニタリングや書類に追われることで、支援を必要とする地域で孤立した利用者やその家族に十分に関われているかという懸念もあり、葛藤を抱えながら奔走し続けた印象がある。

その反面、すでに長年に渡り障害福祉サービスを利用し、安定しているように思われる

ケースでも、介入することで家族の高齢化や抱え込み、将来の生活の場などの課題が浮き彫りになることも多い。また障害のある本人が、その子どもに対して十分な養育を行えていないなどの虐待を把握する機会も多々ある。利用者やその家族との信頼関係を築きながら、これまで潜在化されてきた隠れたニーズと課題を、顕在化させてきた。顕在化されたニーズに対しては、専門的なアセスメントを行った上で、福祉サービスの調整や支援課などさまざまな関係機関と連携を図りながらきめ細やかな支援を行った。

平成 26 年 12 月に発足した南区相談支援連絡会においては、現在では対象者の振り分けと事例検討を中心に行っている。振り分けについては、地域の相談支援事業所も法人内の利用者の対応に追われており、ほとんど支援センターで対応している現状がある。個別の事例検討においては、各相談支援事業所の異なる視点得たり、支援の在り方の共通認識を持てたりと、南区全体の相談支援体制の底上げのための有意義な機会となっている。

また、地域の相談支援事業所のバックアップとしてきめ細かく助言を行うとともに、必要に応じて面談や訪問に同席するなどの技術的援助を積極的に行った。

6. 運営管理

1) 職員の員数

- (1) 管理者 1 名
- (2) 相談支援専門員 5 名

2) 会議の開催

- (1) 職員会議 月 1 回
- (2) ケース検討会議 隔週

3) 職員研修

- (1) 各種研修に参加した。

7. 安全管理

- 1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整えた。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。

- 2) 防火管理者のもと、防災対策委員会及び防災訓練を行った。

3) 連携機関名

- (1) 武蔵浦和駅前交番 南区别所 7 丁目 13 番 5 号 TEL 048-865-3196
- (2) さいたま市南消防署 埼玉県さいたま市南区根岸 3-10-7 TEL 048-861-0119
- (3) 小原クリニック TEL 048-883-5860
- (4) 辻医院 TEL 048-862-3830
- (5) 保健所 TEL 048-840-2223
- (6) ALSOK TEL 048-825-5200

8. 苦情解決

- 1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。
- 2) 苦情対応規程に準じて行った。

9. 資金報告

別紙、決算書のとおり

社会福祉法人さくら草
相談支援事業所あんず
平成 27 年度事業報告

1. 事業の概要

1) 特定相談事業

ア サービス等利用計画の作成

イ モニタリングの実施 等

2) 障害児相談支援

ア サービス等利用計画の作成

イ モニタリングの実施 等

*相談支援事業所あんず事業実施状況 別紙 4 参照

2. 事業の方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援及び障害児相談支援を、社会福祉法人さくら草各事業所を利用する為の福祉サービス支給決定が利用者の意思及び人格を尊重し適切に行った。

3. 運営方針

相談支援を利用する障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう援助を適切に行った。

相談支援の実施に当たっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行った。また、利用者の必要なときに必要な相談が行えるよう努め、関係市町村、障害福祉サービス事業者等及び福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めた。

4. 事業内容

1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）、国民の祝日を除く。

営業時間 午後 1 時から午後 5 時 30 分までとする。

サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）、国民の祝日を除く。

サービス提供時間 午後 1 時から午後 5 時までとする。

2) 活動内容

(1) 利用者の障害特性を踏まえ必要な計画相談を行った。

(2) 障害者の状況に応じ電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等

柔軟に支援を行った。

- 3) 各機関との連携協力を行った。
 - (1) 各区支援課と連絡調整等の連携
 - (2) 個別サービス調整会議への参加
 - (3) 個別移行支援会議への参加

5. 運営管理

- 1) 職員の員数
 - (1) 管理者 1 名
 - (2) 相談支援専門員 1 名
- 2) 会議の開催
 - (1) 運営委員会 年 2 回
 - (2) 職員会議(ケース会議を含む) 週 1 回
- 3) 職員研修
 - (1) 各種研修会への参加

6. 安全管理

- 1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整える。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。
- 2) 連携機関
 - (1) 緊急時の医療機関
相談時の緊急時は各自の主治医と連携した。
法人協定病院（埼玉協同病院）、嘱託医（辻医院）と連携した。
 - (2) さいたま市緑消防署

7. 苦情解決

- 1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。
- 2) 苦情対応規程に準じて行った。

8. 虐待防止のための措置

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止の責任者を選定、成年後見制度の利用支援、相談支援員の研修等の措置を講じるものとした。

9. 資金報告

別紙、決算書のとおり

社会福祉法人さくら草
てんハウスぐりん
平成 27 年度事業報告

1. 事業の概要

事業の種類	共同生活援助(介護サービス包括型)・短期入所
事業所名称	てんハウスぐりん
定 員	共同生活援助 10 名 短期入所 2 名
主たる対象者	身体障害者・知的障害者 (重度心身障害者 医療的ケアを要する含む)

* てんハウスぐりん事業実施状況 別紙 5 参照

2. 事業方針

(共同生活援助)

指定共同生活援助の利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、その他の日常生活上の援助を適切に行った。

(短期入所)

短期入所を利用する障害者(児)(以下、「利用者」という。)に対して、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行った。

3. 事業目標

(共同生活援助・短期入所)

- (1) 常時介護等の支援が必要な重度心身障害者の方が、地域において安定した豊かな生活を営むため、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設けた。
- (3) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いようにした。

4. 事業内容

(1) 活動方針

(共同生活援助)

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々人の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、豊かな生活を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がい特性に配慮した質の高い支援提供によって健康の維持及び機能の維持に努めた。

(短期入所)

主に重度心身障害者を対象に、自立に向けた体験利用、家族介護休息、緊急等の利用であり、安心して過ごせるように共同生活や他人介護、生活リズムに慣れ親しむように支援した。

(2) 支援内容

(共同生活援助)

- ① 共同生活援助計画の作成
- ② 利用者に対する相談
- ③ 食事の提供
- ④ 健康管理・金銭管理の援助
- ⑤ 余暇活動の支援
- ⑥ 緊急時の対応
- ⑦ 日中活動の場等との連絡・調整
- ⑧ 財産管理等の日常生活に必要な援助
- ⑨ 夜間における支援
- ⑩ 体験的な利用
- ⑪ 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (10) に付帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

(短期入所)

- ① 食事の提供
- ② 入浴または清拭
- ③ 日常生活上の介護
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ その他日常生活上の世話

5. 運営管理

(共同生活援助・短期入所)

- (1) 職員の員数 管理者 1 人、サービス管理責任者 1 人、世話人 4 人、生活支援員 6 人、看護師 2 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 職員会議	月 1 回	個別支援、事業運営等
② 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
③ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
④ 各係会議	随時	

(3) 職員研修

・ 職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。

- ・ 専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・ 自己啓発研修への支援を行った。
- ・ キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

6. 地域生活及び関係機関との連携

(共同生活援助・短期入所)

(1) 家庭及び他機関との連携

通所事業所と連絡帳等によって利用者の生活ニーズを把握した。

個別面談により地域生活の充実を図った。

家族会の開催(年4回)。

支援課、支援センター、相談支援事業所、事業所の機関、家族等との連携。

(2) 協力医院 浦和民主診療所

(3) ボランティア・実習生の受け入れ

地域の方々を受け入れ、交流を深めた。

(4) 広報

- ・ 広く一般の方達に、活動を広報することを通し福祉理解を促す機会とした。
- ・ 年4回発行とした。

7. 安全管理

(共同生活援助・短期入所)

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとした。

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示した。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また事業所は次の措置を講ずるものとした。

- ・ 各利用者の掛かりつけ病院と連携し、緊急時に救急搬送できる体制を組んだ。
- ・ 協力医療機関と連携し、緊急時対応に備えた。
- ・ 入居者の通所先施設と健康管理について共有するなど日頃から連携した。
- ・ 看護師に日頃から健康管理をしてもらい、緊急時には電話相談もしくは駆けつける体制を組んだ。
- ・ 夜間複数人体制及び必要があれば通所施設職員が緊急時に駆けつける体制を組んだ。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとした。

① 虐待の防止に関する責任者の選定

- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

9. 資金報告

別紙、決算書のとおり

デイセンターさくら草

16. 3

○定員 40名

○利用者 45名

(男性 25名 女性 20名)

○年齢 最年少 20 歳

最年長 58 歳

平均 30 歳

○職員配置

正規職員 17名

(施設長・サビ管・事務含む)

有期契約職員 15名

理学療法士 1名

看護師 4名

栄養士 1名

合計 38名

○障害支援区分

区分	人数	比率
6	35	77.8%
5	7	15.5%
4	3	6.7%
3	0	0

○出席率

76%

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	10名	導尿	3名
気管切開	3名	痰吸引	12名
酸素注入	2名	ストマ	1名

○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
16名	12名	2名	5名	1名	36名

※おかゆ、柔らかご飯含む

【デイセンターさくら草】

ふたば班

20 名 男性 9 名・女性 11 名

車いす利用者 18 名（自走 1 名）

歩行できる方 3 名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 31 歳

平均区分 5.9

あんくじ班

25 名 男性 16 名・女性 9 名

車いす利用者 7 名（自走 2 名・電動 2 名）

歩行できる方 18 名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 28 歳

平均区分 5.56

居住区

浦和区	5名	}	さいたま市 82.2%
南区	15名		
緑区	9名		
桜区	5名		
北区	1名		
大宮区	1名		
見沼区	1名		
川口市	6名		川口市 13.3%
志木市	1名		その他 4.4%
宮代町	1名		

*平成 27 年度 利用者状況 別紙 1

デイセンターアトム

16.3

○定員 35名

○利用者 37名

(男性 20名 女性 17名)

○年齢 最年少 19歳

最年長 55歳

平均 27歳

○職員配置

正規職員 9名

(サビ管含む)

有期契約職員 16名

看護師 1名

栄養士 1名

合計 28名

○障害支援区分

区分	人数	比率
6	27	73%
5	5	13.5%
4	3	8.1%
3	2	5.4%

○出席率 90%

○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	1名	気管切開	1名
ストマ	1名		
酸素注入	1名		

○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
6名	23名	5名	2名	1	37名

※おかゆ、柔らかご飯含む

【デイセンターアトム】

アトム班

15 名 男性 10 名・女性 5 名

車いす利用者 6 名（自走 1 名・電動 1 名）

歩行できる方 9 名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 24 歳

平均区分 5.1

コスモス班

22 名 男性 10 名・女性 12 名

車いす利用者 17 名（自走 1 名・電動 1 名）

歩行できる方 5 名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 29 歳

平均区分 5.8

居住区

浦和区	8 名	}	さいたま市 89%
南区	9 名		
緑区	12 名		
桜区	2 名		
北区	0 名		
大宮区	0 名		
見沼区	0 名		
中央区	1 名		
岩槻区	1 名		
川口市	4 名		川口市 11%

*サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成27年度 事業実績 別紙 2

サポートさくら草

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	1,833.0	152.8	91%
行動援護	3,368.0	280.7	100%
移動支援	27,588.5	2,299.0	99%
生活サポート	3,382.5	281.9	84%
合計	36,172.0	3,014.3	97%

	年合計	月平均	前年比
利用者数	776	65	93%
介護職員数	632	53	100%

サポートゆず

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	3,471.0	289.3	86%
行動援護	5,498.5	458.2	110%
移動支援	26,584.5	2,215.4	105%
生活サポート	4,081.0	4,081.0	101%
合計	39,635.0	3,302.9	103%

	年合計	月平均	前年比
利用者数	944	79	96%
介護職員数	549	46	101%

アシストさくら草

事業	年合計	月平均	前年比
居宅介護(身体)	1,877.0	156.4	100%
行動援護	751.0	62.6	132%
移動支援	22,470.5	1,872.5	104%
生活サポート	4,258.0	354.8	102%
合計	29,356.5	2,446.4	124%

	年合計	月平均	前年比
利用者数	1050	88	113%
介護職員数	726	61	113%

別紙3 南区障害者生活支援センターあみ～ご事業実施状況報告書(相談内容・平成27年度報告)

相談者数

	前月末	新規	継続	今月合計		身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	合計
18歳未満	73	13	40	53	18歳未満	10	0	48	1	6	0	1	0	66
18歳以上	440	87	351	438	18歳以上	122	5	175	215	40	14	30	1	602
合計	513	100	391	491	合計	132	5	223	216	46	14	31	1	668

相談者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
1級	()	11 (3)	()	2 ()	4 (2)	31 (9)	()	()	4 (2)	44 (12)
2級	()	7 ()	()	2 (1)	3 (2)	34 (11)	()	()	3 (2)	43 (12)
3級	()	1 ()	()	1 (1)	()	11 (5)	()	()	0 (0)	13 (6)
4級	()	()	()	()	()	7 (4)	()	()	0 (0)	7 (4)
5級	()	()	()	()	()	6 (2)	()	()	0 (0)	6 (2)
6級	()	()	()	()	()	()	()	()	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	19 (3)	0 (0)	5 (2)	7 (4)	89 (31)	0 (0)	0 (0)	7 (4)	113 (36)

療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
㊦	8 (2)	27 (8)	35 (10)
A	12 (1)	60 (16)	72 (17)
B	10 (2)	45 (7)	55 (9)
C	15 (2)	43 (15)	58 (17)
合計	45 (7)	175 (46)	220 (53)

重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計
0	5	5

手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
3	38	41

発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
6	40	46

高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
0	14	14

精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	1 (1)	6 (4)	7 (5)
2級	()	94 (21)	94 (21)
3級	()	44 (4)	44 (4)
合計	1 (1)	144 (29)	145 (30)

難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
1	30	31

相談者年齢別内訳

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～29歳	30～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
男	2	9	24	64	48	130	9	286
女	2	11	5	48	35	95	9	205
合計	4	20	29	112	83	225	18	491

相談者状況内訳

	通園	通学	通所	入所	就労	在宅(デイ含)	入院	その他	合計
合計	1	54	157	29	48	178	21	3	491

別紙3 南区障害者生活支援センターあみ～ご事業実施状況報告書(支援内容・平成27年度報告)

支援方法内訳

	訪問			来所相談			同行			電話相談			電子メール		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	68	656	724	21	461	482	32	177	209	106	2361	2467	22	69	91
	サービス調整会議			関係機関			権利擁護支援員			その他			合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	13	55	68	525	5056	5581	0	2	2	5	53	58	792	8890	9682

※権利擁護支援員欄は支援員による支援を受けた場合に記入すること。

支援経路内訳

	障害者本人から			障害者家族から			他支援機関から			その他			今月合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	81	2408	2489	173	1319	1492	538	5121	5659	0	42	42	792	8890	9682

支援内容内訳

	福祉サービスの利用に関する支援			障害や病状の理解に関する支援			健康・医療に関する支援			不安の解消・情緒安定に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	365	3456	3821	37	671	708	32	443	475	0	254	254
直接	14	85	99	3	5	8	9	16	25	0	2	2
合計	379	3541	3920	40	676	716	41	459	500	0	256	256
	保育・教育に関する支援			家族関係・人間関係に関する支援			家計・経済に関する支援			生活技術に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	85	45	130	76	584	660	2	146	148	4	366	370
直接	21	2	23	5	8	13	0	4	4	0	45	45
合計	106	47	153	81	592	673	2	150	152	4	411	415
	就労に関する支援			社会参加・余暇活動に関する支援			障害者虐待に関する支援			障害者差別に関する支援		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	9	419	428	6	313	319	10	27	37	0	5	5
直接	0	37	37	17	70	87	0	4	4	0	0	0
合計	9	456	465	23	383	406	10	31	41	0	5	5
	その他の権利擁護に関する支援			入居・居住継続に関する支援			その他			合 計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	0	16	16	1	9	10	95	1846	1941	722	8600	9322
直接	0	0	0	0	0	0	1	12	13	70	290	360
合計	0	16	16	1	9	10	96	1858	1954	792	8890	9682

別紙3 南区障害者生活支援センターあみ～ご事業実施状況報告書(調整会議・平成27年度報告)

調整会議開催数

	18歳未満	18歳以上	合計
男	9	21	30
女	4	34	38
合計	13	55	68

調整会議対象者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計						
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上					
1級	()	()	()	()	1	1	3	1	()	1	1	4	2		
2級	()	()	()	1 ()	()	2 ()	()	()	()	()	3 ()	()	()		
3級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
4級	()	()	()	()	()	1 ()	()	()	()	()	1 ()	()	()		
5級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
6級	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
合計	()	()	()	1 ()	1	1	6	1	()	1	1	1	1	8	2

療育手帳

	18歳未満		18歳以上		合計	
㊤	4	1	2	()	6	1
A	4	()	8	1	12	1
B	()		8	()	8	()
C	4	1	17	3	21	4
合計	12	2	35	4	47	6

重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計
0	0	0

手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
1	2	3

発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
2	3	5

高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
0	0	0

精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満		18歳以上		合計	
1級	1	1	1	1	2	2
2級	1	()	8	()	9	()
3級	()	()	2	()	2	()
合計	2	1	11	3	13	2

難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
0	3	3

調整会議出席状況内訳

	生活支援センター	支援課	福祉課	保健センター	保健所
延回数	68	68	7	1	4

	こころの健康センター	社協	医療機関	療育機関	教育機関
延回数	3	6	16	6	11

	就労支援機関	在宅介護事業所	施設(作業所)	その他
延回数	0	33	27	53

延回数合計
374

*相談支援事業所あんず事業実施状況 別紙4 参照

平成27年度相談支援事業所あんず事業実施状況

平成26年度に初回計画を終えていない利用者、および緑区で振り分けられた新規利用者の計画作成を進める。

また、計画導入後のモニタリングと、サービスの更新、追加時におけるご家族との面談、事業所からの聞き取りを行い、ニーズの掘り起こしを行う。

ご家族、事業所とケース共有を進める上で、成長期の課題、行動障害への対応等の相談を受け、長期的な支援課題に取り組むなど、一般相談の件数が増える。

特定相談事業所の為、一般相談のみは報酬に結びつかない。

平成27年度計画導入数およびモニタリング数

	成人		児童	
	計画	モニタリング	計画	モニタリング
桜区	9	11	0	0
浦和区	15	17	6	10
南区	31	38	4	8
緑区	31	33	15	11
中央区	3	1	0	0
大宮区	1	1	0	0
計	90	101	25	29

	計画	モニタリング
総合計	115	130

平成27年度契約者数

	成人	児童
桜区	7	0
浦和区	16	6
南区	24	6
緑区	26	14
中央区	1	0
大宮区	1	0
計	75	26

* てんハウスぐりん事業実施状況 別紙5

平成27年度 短期入所・共同生活援助泊数集計

前期

月	日数	短期入所利用 者泊数	共同生活援助 入居者泊数	泊数計(短期 + 共同)	居宅介護利用 者内訳
4	30		88	88	0
5	31		101	101	9
6	30		122	122	13
7	31	3	128	131	22
8	31	7	127	134	19
9	30	3	122	125	20
前期合計	183	13	688	701	83
前期月平均	30.5	2.2	114.7	116.8	13.8
前期日平均	1		3.8	3.8	0.5

後期

月	日数	短期入所利用 者泊数	共同生活援助 入居者泊数	泊数計(短期 + 共同)	居宅介護利用 者内訳
10	31	2	129	131	21
11	30	2	129	131	19
12	31		127	127	30
1	31	2	131	133	14
2	29	5	167	172	20
3	31	4	178	182	30
後期合計	183	15	861	876	134
後期月平均	30.5	2.5	143.5	146.0	22.3
後期日平均	1		4.7	4.8	0.7

年合計	366	28	1549	1577	217
月平均	30.5	2.3	129.1	131.4	18.1
日平均	1		4.2	4.3	0.6

短期入所 利用者 5人